

十市監委第 106 号
令和 8 年 2 月 10 日

十和田市長 櫻田 百合子 様

十和田市議会
議長 石橋 義雄 様

十和田市監査委員 森 田 幸 夫

十和田市監査委員 岩 間 貴

令和 7 年度財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき実施した令和 7 年度財政援助団体等監査の結果について、同条第 9 項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和7年度 財政援助団体等監査結果報告書

1. 監査の種類

財政援助団体等監査(地方自治法第199条第7項の規定による監査)

2. 監査の対象

財政援助団体等のうち、次の補助金及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務

(対象年度:令和6年度)

(1) 財政援助団体監査

補助金	財政援助団体	所管課
大平森林組合運営費補助金	大平森林組合	農林畜産課

(2) 公の施設の指定管理者監査

指定管理施設	指定管理者	所管課
十和田市十和田湖観光交流センター	一般社団法人 十和田奥入瀬観光機構	商工観光課

3. 監査の主な着眼点

財政援助団体等のうち、本市が補助金を交付している団体及び公の施設の管理を行わせている指定管理者について、出納その他の事務執行が補助等の目的に沿って適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、次のとおり監査を実施した。

(1) 財政援助団体監査

- ① 補助金の交付目的、補助対象事業の内容が明確か。
- ② 補助金の交付手続きが適正に行われているか。
- ③ 補助団体への指導監督が適切に行われているか。
- ④ 出納関係帳票等の整備及び保管は適正に行われているか。

(2) 公の施設の指定管理者監査

- ① 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ② 協定書等の締結が適正に行われているか。
- ③ 管理に関する経費の算定、納入に係る手続き等が適正に行われているか。
- ④ 事業報告書の点検は適切に行われているか。

4. 監査の主な実施内容

十和田市監査基準に準拠し、次により実施した。

- (1) 事前に各対象団体及び所管課から資料、諸帳簿、書類等の提出を求め、関係帳票、証拠書類との照合を行うなど、事務局職員による書面監査を実施した。
- (2) 事業主体事務局及び関係職員から事務事業の概要の説明を受けるとともに、監査委員による質疑応答を行った。

5. 監査の期間

令和7年12月13日から令和8年2月10日まで(聴取日:令和8年1月21日)

6. 監査の結果

監査の結果、出納その他の事務執行については、概ね適正に執行されていることが認められた。

なお、監査の際に見受けられた事務処理上の留意すべき軽微な事項については、担当職員に対して改善または検討を要望した。

令和7年度 財政援助団体等の監査における要望事項

十和田市監査委員 森田 幸夫

十和田市監査委員 岩間 貴

監査の結果、特段の指摘事項は認められなかったが、次の事項について検討及び留意のうえ、適正な事務執行に努められたい。

■ 財政援助団体監査

大平森林組合運営費補助金

(財政援助団体：大平森林組合，所管課：農林畜産課)

【要望事項】

- (1) 補助金交付申請書の添付書類に軽微な誤りが見受けられたことから、提出された書類の精査・確認をしっかりと行い、適正な事務執行を指導していただきたい。
- (2) 補助金上限額の算定根拠が曖昧であることから、漫然と事務を遂行することなく、実績報告等を基に事業効果や補助額等を検証するなど、定期的に補助金の必要性についての見直しを行っていただきたい。
- (3) 団体の預金通帳や現金の管理を一人の職員が行っていることから、複数人で行うよう適切な指導をお願いしたい。

■ 公の施設の指定管理者監査

十和田市十和田湖観光交流センター指定管理業務

(公の施設の指定管理者：一般社団法人 十和田奥入瀬観光機構，所管課：商工観光課)

【要望事項】

- (1) 指定管理料について、請求が遅れたことによる支払いの遅延が確認されたことから、年度協定書に沿った事務の執行に努めていただきたい。
- (2) 指定管理業務基準書に記載のある緊急事態の対応マニュアルが作成されていなかった。当該施設は、地域防災計画に基づき指定避難所に指定されていることから、災害等が発生した場合には、市と指定管理者が相互に協力し、速やかに対応できるよう早急にマニュアルを整備していただきたい。